

第6回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成29年8月2日(水) 午前9時30分から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 第306会議室
- 3 出席委員 山口会長、中村副会長、西村委員、山本委員、川上委員、神田委員
- 4 欠席委員 田中委員
- 5 出席職員
 - ・健康増進課 伊原健康増進課長、藤浪課長補佐、堀越課長補佐
 - ・高齢者生きがい推進課 横山高齢者生きがい推進課長、中川主査
 - ・子ども家庭課 熊井子ども家庭課長、秋谷室長、育野係長
 - ・保育課 石井保育課長、宮澤課長補佐、酒巻課長補佐、根本係長
- 6 事務局 秋元財政部次長兼財政調整課長、福吉課長補佐、加茂副主査、星野主事、加藤臨時職員
- 7 傍聴者 なし
- 8 議 題
 - (1) 平成29年度補助金等ヒアリング(3日目)
 - ① 病院内保育運営事業補助金(健康増進課)
 - ② 健康づくり推進員協議会補助金(健康増進課)
 - ③ シルバー人材センター補助金(高齢者生きがい推進課)
 - 【9月補正】高齢者住宅改造費助成金
 - ④ 私立保育所整備費補助金(賃貸物件市単独補助分)(子ども家庭課)
 - 【国県補助】地域子育て支援センター事業費補助金
 - 【国県補助】小規模保育事業所整備補助金
 - ⑤ 認可外保育施設等保育料助成金(保育課)
 - 【9月補正内容含む】
 - ⑥ 私立保育所AED設置事業補助金(保育課)
 - ⑦ 私立幼稚園園児補助金(保育課)

(2) その他

9 配布資料

(1) 前回ヒアリング分追加資料

開 議 9時30分

(山口会長)

ただいまから、第6回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、出席6名、欠席委員1名ですので、会議は成立していることをご報告します。

また、流山市では、審議会等の会議は原則公開することとなっておりますことから、本審議会も公開としておりますので、あらかじめご了解願います。

本日も、引き続き、担当課とのヒアリングを実施いたします。

本日は、お手元の次第にあります補助金についてヒアリングを行う予定となっております。

それでは、はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

(事務局)

前回は行ったヒアリングの中で資料要求したものを配布します。コミュニティ課「市民活動団体公益事業補助金」のこれまで支出した事業や概要についての資料、障害者支援課「福祉団体補助金」の団体の収支等の資料、生涯学習課「青少年育成団体連携事業費補助金」の補助金額について、「流山市展事業費補助金」の市展来場者の推移、「子ども会育成事業費補助金」の子ども会団体数についての資料です。

(山口会長)

それでは、ヒアリングを開始します。

最初の課を呼んで下さい。

【健康増進課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の内容」、次に「当審議会の答申に対する担当課の実施状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」について5分程度で説明いただきます。

その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、「病院内保育運営事業補助金」について説明をお願いします。

(伊原健康増進課長)

「病院内保育運営事業補助金」について説明させていただきます。

補助金の概要ですが、市内の病院における看護師等医療従事者の離職の防止、再就業を促進し充足を図るため、病院が設置した病院内保育施設の運営に要する経費の一部に対して、交付要綱に基づき補助金を交付しています。

病院内保育施設の運営に対しましては、県でも看護師等の確保対策として、「千葉県病院内保育所運営事業補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付しているところであり、市としましても、看護師等の確保対策の一環として補助金を交付するものです。公益性・公平性については、病院に看護師等が不足している状態では、安定的に患者を受け入れられる体制が整えられませんので、市民生活にとっても多大な影響があります。病院が安定した運営を行うことで、市民にとって公平な利益が得られることにつながります。

従って、補助金を交付することで、看護師等の充足が図られ、市民の医療と福祉の向上にも貢献するものと判断しています。

続きまして補助金の必要性については、今後のさらなる超高齢社会、2025年問題を目前にし、医師不足や看護師不足がメディア等でも取り上げられることが多くなりました。中でも、看護師の仕事は多忙で夜勤もあり、かなりの激務と言われていきます。従って、離職率も高く、特に結婚・出産を経た看護師にとっては、育児と家事、仕事の両立は難しいものがあります。

そこで、離職の防止及び再就業を促進するため、病院が設置した病院内保育施設の運営に要する経費の一部に対して、補助金を交付することは、今後さらに、時代のニーズに対応したものと捉えています。

続きまして、効果についてですがお手元に配布した資料をご覧ください。

平成28年度の「事業実施状況報告書」をご覧ください。

ナンバー1の流山中央病院では、保育児童数17人に対して、朝7時半から午後5時半の10時間保育を6.4人の専任保育士で交代で行っています。

ナンバー2の千葉愛友会記念病院では、保育児童数23人に対して、24時間保育を専任の8.5人の保育士が交代で行っています。

このように、保育施設の充実により育児のため離職している看護師等の潜在資格者の確保がしやすくなります。従って、事業効果は充分にあるものと考えます。

2病院とも事業実績報告書等の書類は期限内に提出されており、会計処理も適切に行われていることを確認しています。

なお、補助金の増額となる理由としましては、平成27年度の実績報告に基づいて平成29年度の予算を計上したもので、2万2千円ほど増額したものです。

最後に、平成28年12月21日付け流山市補助金等審議会からの答申で、「2病院だけの助成という公平性の観点」及び「国庫補助の適用について検討すべき」とご指摘された点について、ご説明いたします。

まず、この補助金の構造を今一度ご説明させていただきます。

配布資料の、「医療業の事業主のみなさま」と、冒頭にある資料をご覧ください。

注意書きの白丸、一つ目が、国の補助金である、事業所内保育施設設置・運営等支

援助成金であり、対象経費は設置費、運営費等です。

よって、国の補助金も存在することとなります。

二つ目の白丸が、県の補助金であり、医療提供体制推進事業補助金で、運営に係る費用等が対象となります。

この国と県の二つの補助金は併給ができないこととなっており、流山市の病院内保育運営事業補助金は、この、県の補助金に上乗せして支給する構造となっています。平成28年12月21日付けの答申の内容の、補助金の公平性と、看護師確保の問題は国全体の課題であることは、ご指摘のとおりであり、今後の2025年問題を目前に、国、県の基金による「地域医療介護総合確保基金」を財源とした、補助金の創設の情報もあることから、現在、情報収集、研究をしているところです。

すぐには結論に至りませんが、引き続き検討していく必要があると考えています。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(山本委員)

この補助金は、総事業費のどれ位の割合を占めていますか。

(伊原健康増進課長)

総事業費、対象経費算定式があり、それらから県の補助金の10分の1を市が上乗せして補助しています。

(山口会長)

基金を創設する計画があるのですか。

(伊原健康増進課長)

消費税増税分を活用した国、県の基金があり、活用できるか検討しています。

(山口会長)

再来年の消費税アップ分ですか。

(伊原健康増進課長)

8%から10%の増税ではなく、その前の増税分を財源とする基金が、平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」において設置されました。それについての事業提案の情報です。

平成30年度についても情報はありますが、色々検討が必要なため、明確な結論には至っていません。

(山口会長)

公平性の観点から、他の病院はどうなっていますか。

(伊原健康増進課長)

入院施設を有する病院は、市内に5病院あり、その中で補助金を交付しているのが2病院です。過去には、3病院交付していたこともありました。

各病院の看護師の確保問題、離職対策は、共通な課題です。

(山口会長)

他の3病院から要望等は、ないのですか。

(伊原健康増進課長)

看護師の確保困難とは聞いていますが、具体的な要望は今のところありません。

(山口会長)

3病院は、保育施設の設置はないのですか。

(伊原健康増進課長)

1病院は、あります。要綱に該当すれば、検討します。

(西村委員)

何故、病院への補助だけなのですか。企業内の保育所への補助金を交付する考えはありますか。

(伊原健康増進課長)

あらゆる業種で人材確保に困難な状況はあるかと思えます。生命の確保という事が出産を契機に離職率が高い看護師の離職防止のため、全体の課題ですが、この補助金は、看護師に特化しています。

(山口会長)

基金が設置されれば、この補助金はなくなるのですか。

(伊原健康増進課長)

現在、そこまでの精査は進んでいません。

(山口会長)

1 / 10 上乗せは、千葉県下同じですか。

(堀越課長補佐)

自治体によって違います。

(山口会長)

近隣市は、どれ位ですか。

(堀越課長補佐)

野田市は、やっていないと聞いています。

柏市、松戸市は、わかりません。

(山口会長)

上乗せは、各市の裁量ですか。

(堀越課長補佐)

はい、そうです。

(神田委員)

男性看護師は、何人位ですか。

(伊原健康増進課長)

今後、把握していきたいと思えます。

(山本委員)

この補助金の効果、使われ方を把握していますか。

(堀越課長補佐)

人件費に加算されています。

(山口会長)

ありがとうございました。

次に、「流山市健康づくり推進員協議会運営事業費補助金」の説明をお願いします。

(伊原健康増進課長)

「流山市健康づくり推進員協議会運営事業費補助金」について説明させていただきます。

補助金の概要ですが、流山市健康づくり推進員協議会が行う市民の健康づくり支援活動に要する経費の一部として、交付要綱に基づき補助金を交付しています。

流山市健康づくり推進員協議会は、栄養部会・運動部会・健康まつり部会・研修部会・広報部会の5つの部会に分かれ、現在35名が活動中です。主に部会ごとの活動を行っています。活動内容については、後ほどご説明いたします。

まず、公益性・公平性ですが、健康づくりに対する市職員だけの取り組みには限界があることから、市では健康づくり推進員を一般公募を行い、委嘱したうえで、その推進員が活動の中心となり、市民に対する健康づくり支援を行っています。その結果、多くの市民にバリエーションある健康づくり支援を行うことができ、市民にとって公平な利益が得られる環境となっています。従って、補助金を交付することで、市民に対する健康生活の向上に寄与するものと判断しています。

続きまして補助金の必要性ですが、健康志向、健康寿命ということばがメディア等でもさらに取り上げられることが多くなりました。

そこで、市として幅広く市民に対し健康に対する意識を向上するためには、流山市健康づくり推進員の活動は必要不可欠なものであり、その活動に要する経費の一部に対して、補助金を交付することは、時代のニーズに即したものと捉えています。

続きまして、効果についてですが、お手元に配布した「平成28年度健康づくり推進員協議会事業報告」をご覧ください。

平成28年度の「事業報告」によれば、栄養部会では、主に地区栄養講座、運動部会では、スクエアステップ、健康まつり部会では、健康まつりにおける啓発活動、研修部会では推進員研修や市民を対象とする研修、広報部会では、主に推進員の活動報告を掲載した広報紙の発行などさまざまな取り組みを行っています。

このような取り組みの結果、市民の健康づくりに対する支援に貢献していることとなります。従って、事業効果は充分にあるものと考えます。

なお、事業実績報告の内容は、毎年4月に実施する総会で議案として提出され承認されており、会計処理も適切に行われていることを確認しています。

説明は以上です。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(山本委員)

健康づくり推進員は、どのようなかたちで委嘱しているのですか。

(堀越課長補佐)

市民に公募し、書類審査し、市長が委嘱します。

(山本委員)

推進員の活動をどう評価しているのですか。

(伊原健康増進課長)

28年度の事業報告に健康づくり推進員の活動実績報告があり、多くの市民が参加しています。

体験型の啓発も行っています。

活動に参加する方は、健康の意識を向上させ、自発的に健康づくりに取り組んでいる効果があり、今後も期待できると思います。

(山本委員)

このような活動は、特定の人は何回も参加するリピーターや友達同士、高齢者が多いように感じます。

(山口会長)

市民への事業実績の公開は、どのようにしていますか。

前回、マンネリ化しているように感じるので、勤労務者層を含め色々な人が参加できるようなあり方について指摘したと思いますが、どのようなPRをしていますか。

(伊原健康増進課長)

周知の方法ですが、広報部会の健康づくり推進員が作った「広報紙さわやか流山21」を市内の公共機関に設置、配布を行っています。

ご指摘のありましたとおり、場合によっては、一部の方が多く参加する傾向にあるのではないかと、勤務者層については、推進活動のみならず、市全体の健康の取り組みについての課題があり、重々認識しています。

開催時間や場所の工夫を健康づくり推進員と話し合っていきたいと思います。

(山口会長)

単純に数字を見ると、少ない感じがします。

参加する方が固定化すると、別の意味で固定化マンネリ化感が出てきますので工夫が必要かと思います。

(神田委員)

地域性が感じられません。

以前住んでいた柏市では、各地区にそれぞれ健康づくり推進員がいて、各地区の問題を整理把握し、一年間の町内会の活動の中に2、3回組まれていました。健康づくり推進員の募集は、地域を分けるなど改革された方が良いのではないのでしょうか。

(伊原健康増進課長)

健康づくり推進員の活動は、過去に地区ごとのブロック制というやり方をしていた事もありましたが、この後、活動のあり方について、健康づくり推進員、保健センターと話し合いの中で、現在、部会性というやり方になっています。

今年度、三年を一期としている健康づくり推進員の委嘱が区切りになるため、来年度に向けて公募をする時期が今年度になります。

今後の活動等について、ご指摘いただいた内容を十分研究していきたいと思えます。

(川上委員)

実行プランの算出基準がわかりにくいです。

(伊原健康増進課長)

総事業費である会議、研修会、ブロック活動、広報活動等の協議会の年間活動経費から会費等を除いた額から算出しています。

活動経費の主だったものは、健康まつりの啓発、運動部会のマット、講座の運営費、広報の印刷等が対象経費です。そこから会費を除いた分になります。

(山口会長)

他になれば、以上で健康増進課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【健康増進課 退室】

【高齢者生きがい推進課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、只今からヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の内容」、次に「当審議会の答申に対する担当課の実施状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」について5分程度で説明いただきます。

その後、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、「シルバー人材センター補助金」の説明をお願いします。

(横山高齢者生きがい推進課長)

それでは、補助事業の概要から説明をさせていただきます。

シルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、「定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた雇用の機会を確保し、高齢者の社会参加に寄与」するため、市町村毎に都道府県知事から指定を受けた公益法人で、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域福祉の向上と活性化に貢献しています。

同法第36条で国及び地方公共団体は、定年退職者その他の高年齢退職者に就業の機会を提供する団体を育成するため必要な処置を講ずるよう努めるものとなっており、流山市においては「公益社団法人流山市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱」を定め、補助金を交付しています

高齢者に「知識・経験・技能」を活かして働ける場を提供する流山市シルバー人材センターの事業活動の経費を補助することで、シルバー人材センターの振興を通じて、

市内の定年退職者その他の高齢退職者の希望に応じた雇用の機会の確保と高齢者の社会参加を図っています。

シルバー人材センターには、当該補助金の他、国からも補助金が交付され、その補助額は「高齢者就業機会確保事業の執行方針」により、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、地方公共団体からの補助金の総額が、国が予定する補助限度額の総額に達しない場合は、国の補助限度額にかかわらず、地方公共団体の補助額を上限に交付されています。

平成29年度の流山市シルバー人材センターへの国庫補助額の上限額が880万円で内示され、本市交付額がこれを下回ると、シルバー人材センターの国庫補助額が減額されてしまうため、昨年同様880万円を交付するものです。

それでは、5つの判断基準に沿って説明します。

まず「公益性」ですが、シルバー人材センターでは定年退職者など的高齢者に就業の機会を提供することで、高齢者が健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上を図るとともに、市の事業を多く受託し、ボランティア活動も行っていることから、流山市高齢者支援計画をはじめとした市の施策に沿う、公益性・公共性を満たす事業であると考えています。

次に「公平性」ですが、シルバー人材センターの事業は、若年層に比べ就業が困難な高齢者に就業の機会と生きがいを提供するものなので、公平な事業であると考えています。

続いて「必要性」ですが、高齢者に就業の機会と生きがいを提供することは、社会参加を通じて高齢者の健康長寿につながるものです。市民の健康長寿は、高齢化社会に対応するために重要であり必要性は高いと考えています。

「効果」についてですが、平成29年3月31日現在、会員数は739人。平均年齢は72歳であり、定年後10年以上の高齢者に就労等社会参加の機会を提供しています。指定管理事業をはじめとした市の事業も多数受託しており、市民サービスにも貢献しています。

最後に「適切性」ですが、受託事業収入が補助金を大きく超過しており、補助金のみに依存することなく事業を行っており、適切であると考えます。

続きまして、平成26年度に答申を受けていますので、その答申内容と改善についてご説明します。

平成26年度の答申では「A評価」となっており、「高齢者の増加、年金受給年齢の引き上げ等により、高齢者の生きがいづくり、就業支援の必要性が高まっていることは理解できるがシルバー人材センター事業自体の拡充・強化を図り、自助努力による自立化へ向けた改善・努力」との要望がありました。

シルバー人材センターでは「介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業への参画」、「企業訪問などを通じた地域ニーズの把握」、「技能講習会や接遇研修の実施による会員の育成」を行っており、就業の確保・拡大に努めておりますが、引き続き自立に向けた事業拡大・強化を図るよう要請していきたいと考えます。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

財政基盤の拡充強化として、就業の確保・拡大に努めているという説明でしたが、事業を拡大していけば、国、市の補助金に頼らないという方向性に持っていけるのですか。

(横山高齢者生きがい推進課長)

事業収入は、シルバーの方が働いて得たものです。会員に還元されますので、黒字は、見込めません。

(山口会長)

事務局は、何人いるのですか。

(横山高齢者生きがい推進課長)

10人です。

(神田委員)

積極的に色々な企業に営業をしているのですか。

(横山高齢者生きがい推進課長)

はい。

(神田委員)

事務局の平均年齢は、どれ位ですか。

(横山高齢者生きがい推進課長)

把握しておりません。

(西村委員)

先程、拡大に努めているとことですが、収支のその他の収入が減ってきている理由は、何ですか。

(横山高齢者生きがい推進課長)

詳細は、わかりません。

(西村委員)

事務費が、増えてきている理由は何ですか。

(横山高齢者生きがい推進課長)

本日は、詳細な資料を持っておりませんので、詳しい内容については、お答えできません。

(山口会長)

後日、理由のわかる資料をお願いします。

(横山高齢者生きがい推進課長)

わかりました。

(山口会長)

次に、9月補正「高齢者住宅改造費助成金」の説明をお願いします。

(横山高齢者生きがい推進課長)

「高齢者住宅改造費助成金」は、高齢者が住み慣れた自宅で安心して日常生活を営むために、住宅を改造する必要がある場合、その改造費の一部助成をし、高齢者の自立の促進及び介助に適した環境づくりに寄与することで、高齢者の福祉の増進を図るものです。手すりの設置、段差の解消、浴室の改装等を行った場合、その一部を助成するものです。対象費用の2分の1、補助限度額は、30万円、所得制限があります。

前回の補助金審議会の答申では「A評価」となっています。

今回の補正については、当初予算計上していた予定よりも4、5、6月で例年を上回る申請があり、不足することが予想されるためです。

(山口会長)

補正は、申請件数の増加ですか。

(横山高齢者生きがい推進課長)

はい、そうです。

(山口会長)

4、5、6月で増えたということですが、すでに予算をオーバーしているのですか。

(横山高齢者生きがい推進課長)

例年、平均で予算計上していますが、今年度の3か月で1年間予算の半分以上の申請があったため、残りの期間を支払うための予算を補正しました。

(山口会長)

何件位増えるのですか。

(横山高齢者生きがい推進課長)

細かい資料を持ってきていないので、わかりません。

(山口会長)

それでは、資料での提出をお願いします。

(横山高齢者生きがい推進課長)

わかりました。

(山口会長)

他になれば、以上で高齢者生きがい推進課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【高齢者生きがい推進課 退室】

【子ども家庭課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、只今からヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の内容」、次に「当審議会の答申に対する担当課の実施状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基

準」について5分程度で説明いただきます。

その後、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、「私立保育所整備費補助金（賃貸物件市単独補助分）」の説明をお願いします。

（熊井子ども家庭課長）

はじめに、補助金の内容ですが本市は子育て世代の居住を促した結果、平成23年度から子育て世帯数が増加し、認可保育所整備を推進していますが、待機児童は未だ解消できない状況です。待機児童数は昨年4月で146人、今年4月は92人となっています。

保育所整備の現状として、地価上昇により戸建施設を整備する土地の確保が困難となっており、賃貸方式の保育所整備が必要ですが人口増が見込まれる地区（おおたかの森、南流山）については、賃借料が上昇していく恐れがあります。

現状のおおたかの森地区の保育所賃借料は、1坪7千円から1万円となっています。賃借料の上昇により、行政による賃借料の補助を実施しなければ、安定して保育園を運営する法人を確保できない状況です。

そこで、保育所開設後10年間は賃貸料を補助し、事業者の保育所運営の安定を図ることを目的としています。

補助金の財源は、平成28年度まで「千葉県安心子ども基金」に、建物賃借料に係る補助金がありました。市としては「安心子ども基金」がなくなった後も、保育所を運営する社会福祉法人等の経営安定のため、法人負担が4分の1となるよう、安心子ども基金県負担分の不足分を市が負担していく予定でいました。

ただし、平成28年4月1日以降に開園した保育所については、認可定員数により、賃貸借に係る補助基準額を算定し、補助率を乗じた金額を市が負担することになっています。

しかし、平成29年度以降については、保育所運営費における補助金である「賃借料加算額」が適用される保育園については、市単独補助金の上限額から賃借料加算額を差引いた金額を、私立保育所整備費補助金（賃貸物件市単独補助分）として支出することとしました。なお、賃借料加算額が実賃料額を上回る場合は、当該補助金は支出しないこととなります。

次に補助金審議会からの意見ですが、平成27年12月24日付けの補助金審議会の答申では「A評価」となっています。同審議会からコメントでは、「本市の現状から、マンション等の一部を利用した賃貸物件による保育所整備に対し、その費用を一部補助することで、子育てにやさしい街づくりを推進する本市として、待機児童の解消策としては当面必要な事業といえる。大幅な増額となっているが、平成27年度をもって、これまでの「安心子ども基金」からの助成がなくなることに伴い、同基金からの補助相当額を市が負担することに伴う増加であり、妥当と考える。しかし、現状のままでは、本市の負担は増加の一方となることが危惧される。子育てに関する政策は、国全体で取り組むべき課題の一つでもある。「安心こども基金」に代わる新たな

助成制度の構築等、国・県を巻き込んだ対策が必要である。」という指摘を受けています。

次に補助金審査の判断基準です。

「公益性」については、まちづくりの基本方針である「子育てにやさしいまちづくり」に合致しています。

「公平性」については、保育所の利用は、就学前の子を持つ特定の市民であるが、市外から子育て中の共働き世代に照準を合わせて、定住人口の拡大を図り、財政基盤の安定化を目指しています。

「必要性」については、平成29年4月時点待機児童は92人であり、保育所整備は喫緊の課題となっています。特に保育所の需要が高い、「流山おおたかの森駅」及び「南流山駅」周辺では、用地費が高額となり、戸建ての保育所整備が難しくなっていることから、賃貸型の保育所整備が求められています。

「効果」については、子育て施策の重点化を図り、住民誘致を進めて人口の拡大を図りながら、保育所を運営する法人などの経営の安定に寄与することで、継続した安心安全な保育が確保できます。

「適切性」については、私立保育所等に対して、毎年監査を行い、適切な運営が行われていることを確認しています。

以上です。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

その前に国の補助金について、もう少し説明してください。

(熊井子ども家庭課長)

平成28年4月1日以前に開園した保育所については、実際の賃借料の4分の3を県と市が補助しています。1,200万円の賃借料の場合、「安心子ども基金」を活用し、県が3分の2で800万円、市が12分の1で100万円、法人が4分の1で300万円です。

平成28年4月1日以降に開園した保育所については、開園月から10年間、補助基準額の4分の3の金額を賃貸借料補助額として、市が支出しています。補助基準面積を定め、補助基準面積に対して補助単価を定めています。補助基準面積425㎡、補助単価1,300円の場合は、補助基礎額が663万円になります。

平成28年度で「安心子ども基金」がなくなったため、平成29年度以降は、保育所の運営費の賃料加算を行います。

(山口会長)

他の市も同じですか。

(熊井子ども家庭課長)

流山市は、以前から市単独分の制度がありましたが、ない市町村もありました。

平成27年度4月以降は、賃料加算を決めて補助します。

(山口会長)

10年間の補助ですか。

(熊井子ども家庭課長)

借地、賃貸借の契約は、10年間のところがあり、保育所の運営をおおむね10年間と考えています。

(山口会長)

市も10年間の終期設定ですか。

(熊井子ども家庭課長)

はい、そうです。

(中村副会長)

幼児期に体を動かすことは、大切だと思いますが、賃貸の保育所では、園庭がないところがあり、どのようにカバーしているのですか。

(熊井子ども家庭課長)

人気のある保育所は、園庭があります。

心身の発達のためには、運動が必要ですが、賃貸物件の活用は、国でも進めており、都市部の待機児童解消になっています。

認可の基準では、代替地を用意することになっています。歩いて行ける公園を代替地と認めています。

(川上委員)

戸建ての保育所に補助があるのですか。

(熊井子ども家庭課長)

一から建物を造った場合、建物自体の整備費について国から補助があります。

(川上委員)

賃借の場合、部屋を広くするため隣を借りるなどしたときは、どうですか。

(熊井子ども家庭課長)

建物を改装しなければならぬため、建物所有者の意向等あり、現在そのような事例はありません。造る段階から、子どもの部屋等の面積基準が決まっています。

(山本委員)

市としての方向性を教えてください。

(熊井子ども家庭課長)

待機児童の解消を限りなくゼロに近づुकかたちでやっていきたいと思ひます。

保育所を造ることも大事ですが、保育士の確保をしていかねければならぬと考えています。保育課が保育士確保策の取り組みをしています。

造る事と人材で待機児童の解消をしたいと思ひます。

補助金の支出先、これまで保育園は、社会福祉法人が主体となつていましたが、株式会社の参入も増えてきています。

認定子ども園ですが、就学前の幼児教育と保育を一体的にやっけていくものです。流山市既存の幼稚園への説明会では、市の傘下に入った場合どれくらいお金もらえる

のか、事務の煩雑がどれくらい増えるのか懸念しています。現状は、幼稚園の需要は満たしているので、すぐに認定子ども園に移行する動きは少ないです。

(山口会長)

次に、評価の対象ではありませんが、国県補助金の金額の大きいもの2件の説明をお願いします。

まず、「地域子育て支援センター事業費補助事業」についてお願いします。

(熊井子ども家庭課長)

「地域子育て支援センター事業内容」について御説明します。

平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度は、待機児童解消、就学前児童の教育・保育の充実、地域子ども子育て支援の拡充を図ることを目的としています。

地域子育て支援センター事業は、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付けられています。

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感が増大しています。地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として地域子育て支援センター事業を実施しており、現在、保育所併設型の14か所の地域子育て支援センターがあります。

地域子育て支援センターの役割としては、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う拠点として子育て家庭への適切な支援を行っています。

子育てに戸惑う子育て家庭に対して、地域とのつながりができることは、子育てしている親の孤立化の防止にもつながります。また、多様な子育て支援が必要な子育て家庭が身近な場所で相談や助言、情報の提供を受けられることは、子育て家庭の負担感をやわらげていく役割を果たしていると言えます。

具体的な事業は、園庭開放、身体測定、遊び、リトミック体操、講座などを実施しています。

国県補助金については、子ども・子育て支援交付金、子ども・子育て支援補助金があり、国1/3、県1/3となっており、市負担額は1/3となっています。

利用状況については、平成28年度実績で、事業参加者14,974名、フローア利用親子は、27,543組となっています。

利用者からは、事業内容の充実や、土曜日・日曜日の開設の希望などの意見が寄せられています。

以上です。

(山口会長)

ありがとうございました。

市の超過負担は、あるのですか。

(熊井子ども家庭課長)

ありません。

(中村副会長)

子どもが0才から3才までの3年間、毎日支援センターに通っていました。イベント等も充実していて、素晴らしい取り組みだと思います。

(山口会長)

続きまして、「小規模保育事業所整備補助金」の説明をお願いします。

(熊井子ども家庭課長)

「小規模保育事業所整備補助金」についてですが、平成27年度より、子どもの保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みの一環として『子ども・子育て支援法』が施行され、従前の小規模保育施設が『小規模保育事業所』として位置付けられました。

これにより、小規模保育事業所の開設は市の認可事業となり、その上で、施設整備費等への国財政支援を受けて事業運営を行えるようになりました。

小規模保育事業所の概要は、対象児童は0歳児・1歳児・2歳児、定員数は15人以上19名以下、基準は6人以上19名以下となっています。

保育士数・面積基準・設備等の基準は原則、認可保育所に準じており、国の省令基準に基づき、設備及び運営基準を条例で定めています。

役割としては、待機児童の都市部への集中が挙げられます。そして、その大半が3歳未満の低年齢児であることから、小規模保育の量的拡充により、待機児童問題の解消を図ることが大きく期待できる施設と言えます。

また、小規模保育事業所は、定員数からも読み取れるとおり、一人の保育者が担当する子どもの数が少ないため、手厚く子どもの発達に応じた保育を行うことが出来ます。

次に、小規模保育事業所の整備状況ですが、おおたかの森エリアに3事業所、南流山エリアに2事業所があります。

今年度の整備は、平成29年度中及び平成30年4月に開設する保育事業者を公募し、10か所から20か所の整備を目指しています。

国県補助金については、認可保育所整備と同様に、創設の場合は保育所整備交付金、賃貸整備の場合は、保育対策総合支援事業費補助金があり、補助率は国2/3、市の負担は1/12となっています。

以上です。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

賃料の補助は、ありますか。

(熊井子ども家庭課長)

こちらの賃料補助は、ありません。

開園している5か所は、すべて賃貸です。運営費が支給され、賃料加算があるため、賃料加算で、ほぼ対応できます。

(山口会長)

他になければ、以上で子ども家庭課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【子ども家庭課 退室】

【保育課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、只今からヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の内容」、次に「当審議会の答申に対する担当課の実施状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」について5分程度で説明いただきます。

その後、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、「認可外保育施設等保育料助成金」から説明をお願いします。こちらは、9月補正にも計上されていますので、合わせて説明をお願いします。

(石井保育課長)

「認可外保育施設等保育料助成金」について、ご説明いたします。

初めに、「事業概要」についてですが、認可保育所に入所の申し込みをし、入所保留となっている児童が、やむなく認可外保育施設等を利用した場合、保護者に対し、利用料の一部を助成するものです。

なお、今年度、助成内容を見直し、平成29年度利用分から、認可外保育施設の利用料と正規の保育料の差額の2分の1で、月最大5万円を限度とする内容に改める予定です。

「目的」についてですが、高額な認可外保育施設の利用料の一部を助成することで、保護者の経済的な負担軽減を図ります。

「効果」については、保育が必要であっても、認可外保育施設の利用料が高額である場合に利用をあきらめなくてはならないところを、当該助成金を利用することにより児童を預けることができるようになります。

次に「平成29年度予算要求額」は、360万円、今年度の見直し分として、450万円を9月補正にて増額要望する予定です。

「増額理由」としましては、当初見込みよりも助成対象者が多く見込まれることと一人あたりの助成金の額を増額するためです。

「これまでの補助金等審議会からの答申に対する実施・検討状況について」は、平成26年度の答申内容ですが、総合評価は「B評価」で、指摘としては「認可保育所が不足し、待機児童が発生している実情からみて、保育所が整備されるまでの経過的措置として止むを得ないものとし、現状においては、おおむね妥当とした。なおも、

県・市連携の下、「認可外保育施設指導監督基準」に則った適切な運営がなされ、不慮の事故等が発生することがないように万全を期していただきたい」でありました。市内にある認可外保育施設については、年1回県の指導監査があり、市も立ち会い、施設が適切に運営されているかチェックをしており、これまでの指導監査では、どの施設もおおむね適切に運営がなされていることを確認しています。

次に「補助金審査の判断基準について」です。

「公益性」については、流山市が掲げている「子育てにやさしいまちづくり」の目的に適しています。当該助成金は、認可保育所に入れず、やむなく認可外保育施設等を利用した保護者に対し、その一部を助成するものであり、認可外保育施設の利用料は、正規の保育料と比較し高い傾向があるため、市民の福祉の向上に役立っているものです。

「公平性」については、当該助成金は、市が保育の必要性を認めた児童の保護者に対してのものであることから、公平性があるものと考えます。

当該助成金は、待機児童となり、認可外保育施設を利用している間助成されるものであるが、待機児童となるのは1・2歳児が中心で、本市では保育所の整備を計画的に進めているため、1年以上待機児童となる例はほぼないため、長期に渡り助成することはありません。

「必要性」については、本市は、計画的に保育所の整備を進めており、整備率は県下でもトップクラスであるが、未就学児の人口増が著しいため、待機児童の解消には至っていないことから、認可保育所に入れず、やむなく認可外保育施設等を利用した保護者に対し、その一部を助成することは必要と考えます。

「効果」については、認可外保育施設の利用料は、正規の保育料と比較し高い傾向があるため、保護者の経済的負担の軽減となっています。

「適切性」については、当該助成金は、市が保育の必要性を認め、やむなく待機児童になった児童の世帯に対して助成されるものであり、交付の際には、施設側の利用証明や領収書等で利用実績を確認しているため、適正に助成されているものと思われます。

説明は、以上となります。よろしく申し上げます。

(山口会長)

ありがとうございました。

9月補正の増額理由を含め、説明いただきました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

補正で450万円増えて810万円になる理由は、助成か所が増えたのですか。

(石井保育課長)

対象者数が増えたためです。この補助金を支払うのは年2回です。今年度1回目の支払いは、昨年度の10月から3月分です。

2回目、今年度4月から9月分は、10月に申請され、11月に支払います。対象者数50名1万5千円を半年分とし、450万円としました。

認可外の利用料と正規保育料の差額の 2 分の 1 の平均が 1 万 5 千円位ではないかと考えています。

待機児童が 4 月 1 日現在、1・2 歳児が中心で 9 2 名おり、認可外に行かざるを得ません。

(山口会長)

実績を確認して、半年遅れで払っているのですね。

9 2 名の待機児童は、認可外に行くと減るのですか。

(宮澤課長補佐)

9 2 名の待機児童になっている世帯が認可外に行った場合に、この制度が使えます。待機児童数は、減りません。

(石井保育課長)

この制度は、認可保育所に入所を申請している方が認可外に行った、という考え方なので、認可保育所に入れるまで、待機児童となります。

(山口会長)

企業内の託児施設などに行く場合はどうなりますか。

(石井保育課長)

初めから認可保育所ではなく、企業内の保育施設や認可外保育施設に預ける方は、認可保育所を希望していないので、制度からは外しています。

(山本委員)

認可外は、どれくらいありますか。

(宮澤課長補佐)

市内数か所あります。

(山口会長)

ありがとうございました。

次に、「私立保育所 A E D 設置事業補助金」の説明をお願いします。

(石井保育課長)

「私立保育所 A E D 設置事業補助金」について、ご説明いたします。

初めに、「事業概要」につきましては、私立保育園が賃貸借契約により A E D を設置した場合、賃貸借料の 2 分の 1 を補助するものです。

「目的」については、私立保育園への A E D の導入を促進し、安心安全な保育を図るものです。

「効果」については、安心安全な保育を促進することで、子育てにやさしいまちづくりを推進することができます。

「平成 2 9 年度予算額」については、1 4 1 万 6 千円であり、前年度より 2 0 万 5 千円の増額となります。

「増額理由」としては、今年度に保育園が 7 園新設されたことにより、補助対象施設が 7 園増加となる見込みのためです。

次に、「過去の補助金等審議会からの答申に対する実施・検討状況」については、

昨年度の総合評価は「B評価」であり、内容といたしましては「補助単価が各園ごとに異なっていることは、公平性の観点からみて疑問である。補助単価に限度額を設けるなど一定の工夫が必要である。また、これまで「本事業の目的・必要性は十分に理解し、かつ、私立保育所の経営状況に厳しさがあることも理解した上で、補助の長期化・固定化を防ぐための方策として再リース等の際には各園での自助努力とならないかなど検討を要望する。」旨の指摘を再三行ってきたが未だもってその兆しが見られない。これまでの要請に対する検討状況を示されることを要望する。」との評価コメントをいただいています。

「子育てにやさしいまちづくり条例」の理念を考慮し、今後もAEDの導入を進めていくためには、本補助金制度の継続が必要であると考えており、審議会から要望がありました補助単価の限度額設定や再リース等の自助努力につきましては、子どもの安全・安心等を図ることを第一に考えながら検討していきたいと考えています。

次に「補助金審査の判断基準について」です。

「公益性」については、流山市が掲げている「子育てにやさしいまちづくり」の目的に合っていると考えています。

「公平性」については、補助の対象は私立保育園で、使用対象は第一に入所児童となります。補助金の目的から、私立保育園に特権的な恩恵を与えるものではないと考えています。

「必要性」については、心室細動の際、初期にAEDを使用することで、救命の確立が高くなることから必要であると考えています。

「効果」については、安心安全な保育の促進に効果があると考えています。

「適切性」については、交付要綱に基づき適正に事務処理を行っています。

説明は、以上となります。よろしくお願ひします。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願ひします。

(西村委員)

「私立幼稚園AED設置事業補助金」と、こちらの「私立保育所AED設置事業補助金」の算出基準が違うのは、何故ですか。

私立幼稚園は、リース単価が統一され6千5百円ですが、私立保育所は、単価がばらついています。

(根本係長)

私立幼稚園は、協議会でまとまってリースしているため、統一して同じ物を使っています。

(西村委員)

審議会からの要望「再リース等の自助努力」の答えになっていないのではないかと思います。

(石井保育課長)

再リースしても契約金額は下がりませんので、契約期間が終了したときに最新の機種で新たに契約するため、再リースという考え方はありません。

また、私立保育所はAEDの設置時期がバラバラで、最初に設置したときに機種の統一をしなかったことから結果的に機種が不統一となっていますので、今から統一することは難しいと思います。

機種の一統ではなく、限度額を設ける検討をしていきたいと思っています。

(山口会長)

安心安全のために必要性は、分かります。AEDの性能によって金額のばらつきがあるのだと思いますが、限度額等を含め引き続きの検討をお願いしたいと思っています。

次に、「私立幼稚園園児補助金」の説明をお願いします。

(石井保育課長)

「私立幼稚園園児補助金」について、ご説明いたします。

初めに、「事業概要」については、私立幼稚園に通う園児の保護者に対し、3歳児は年額1万5千円、4歳児と5歳児は年額2万円を支給するものです。

「目的」については、私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図るものです。

「効果」については、私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担が軽減され、また公立幼稚園との格差是正が図られます。

「平成29年度予算要求額」については6,080万円となり、前年度より154万5千円の増額となります。

「増額理由」としては、近年の人口増加に伴い園児数も年々増加しており、更なる園児の増加が見込まれるためです。

次に、「これまでの補助金等審議会からの答申に対する実施・検討状況」については、昨年度までの総合評価は「A評価」であり、今後も私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減と公立幼稚園との格差是正を図り、幼児教育の振興に寄与するために事業を継続していきたいと考えています。

次に「補助金審査の判断基準について」です。

「公益性」については、流山市後期基本計画4節1項「安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」に基づく、「子育て世帯への支援」に合致しています。

「公平性」については、私立幼稚園に入園している全ての園児を対象にしており、補助金の交付に公平性があります。

「必要性」については、私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減と公立幼稚園との格差是正を図るものであり、市民のニーズに沿っています。

「効果」については、子育て世帯への経済的支援により、安心して子どもを育てられ、また私立幼稚園に通う園児の保護者の負担軽減と、公立幼稚園との格差是正を図ることにより、幼児教育の振興に寄与しています。

「適切性」については、交付要綱に基づき適正に事務処理を行っています。

説明は、以上となります。よろしく申し上げます。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(中村副会長)

同じ幼稚園の中で住んでいる市によって補助額が違うので、近隣市で足並みをそろえることは、出来ませんか。

(石井保育課長)

近隣市を参考にしていますが、補助額の変更は、考えていません。

ちなみに、柏市は一律2万円、松戸市は一律2万5千円、我孫子市は一律1万9千円です。

(西村委員)

他市と同じにする必要はないと思います。

市のサービスは、それぞれ違い、市の施策があるので、違っていても良いと思います。

(山本委員)

3歳児は年額1万5千円、4歳児と5歳児は年額2万円、どのような根拠に基づいているのですか。

(石井保育課長)

過去に調べたことがあります。補助金をつくるにあたり、近隣市を参考に金額を設定したと考えますが、はっきりした根拠は、見つかりませんでした。

(山本委員)

この補助金の目的は、私立と公立の格差是正だと思いますが、具体的な金額があると理解しやすいと思います。

(山口会長)

どの位の差があるのですか。

(石井保育課長)

他にも私立には、もう一つ奨励金があります。

保育料は、公立、月9千円、私立、月3万円位です。

(西村委員)

こちらも一律には、言えないと思います。料金が高いのは、質が違うので差があるのだと思います。

(山口会長)

他になければ、以上で保育課のヒアリングを終了します。

長時間、ありがとうございました。

【保育課 退室】

(山口会長)

以上で本日のヒアリングを終わります。

事務局から何かありますか。

(事務局)

本日のヒアリングの追加資料として、高齢者生きがい推進課「シルバー人材センター補助金」の平成27年度事業実績に対して平成28年度の見込み額に差があるので、内容が分かる資料と、「高齢者住宅改造費助成金」の補正内容を追加資料として、次回担当課に提出してもらいます。

(山口会長)

以上で、第6回補助金等審議会を終了します。

ありがとうございました。

閉 議 11時55分

流山市補助金等審議会

会長 山口 今朝勝